

第4回 防災対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成18年4月11日(火) 13:30～16:40

2. 開催場所：(社)日本電気協会 4階 B会議室

3. 参加者 (順不同, 敬称略)

委員：芹澤(東京電力), 岩崎(関西電力), 奈良(北海道電力), 黒田(北陸電力),
中園(九州電力), 福田(日本原電) (計6名)

委員代理者：土屋(中部電力・霜垣), 田中(中国電力・森脇) (計2名)

常時参加者：斎藤(東京電力) (計1名)

欠席：青木(東北電力), 長尾(四国電力) (計2名)

事務局：長谷川(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.4-1 防災対策指針検討会 委員名簿

資料 No.4-2 第3回 防災対策指針検討会 議事録(案)

資料 No.4-3 第7回 運転・保守分科会議事録(案)

資料 No.4-4-1 「JEAG4102-200X」改定に係るアクションプラン

資料 No.4-4-2 JEAG4102 改定基本計画(ドラフト)

資料 No.4-5-1 JEAG4102-200X 改訂箇所抜粋

資料 No.4-5-2 JEAG4102-200X 新旧項目比較表

資料 No.4-5-3 原子力発電所の緊急時対策指針(案) JEAG4102-200X

資料 No.4-5-4 第48回 電事連防災検討委員会(案)

資料 No.4-6-1 JEAG4102 記載に当たっての統一的留意事項(ドラフト)

資料 No.4-6-2 JEAG4102 で用いる用語の定義について(ドラフト)

参考資料-1 原子力規格委員会 運転・保守分科会 活動計画(H18年度)(案)

5. 議事

(1) 会議定足数の確認について

委員総数 10 名に対して本日の出席委員数は, 代理委員も含めて 8 名で検討会決議に必要な委員総数の 2/3 以上の出席が確認された。

(2) 代理参加者およびオブザーバ参加者の承認について

本日, 代理出席の土屋氏(中部電力・霜垣), 田中氏(中国電力・森脇)の会議参加を検討会主査から承認された。オブザーバ参加者はなかった。

(3) 前回議事録案の承認について

資料 4-2 に基づき, 事務局より, 前回の検討会議事録(案)については, 一部の表現修正した上で本内容について承認された。

(4) 第7回 運転・保守分科会議事録(案)の紹介について

資料 4-3 に基づき, 事務局より, 第7回 運転・保守分科会議事録(案)のうち, 防災対策指針検討会に関する議事が紹介された。

(5) JEAG4102 改定に係るアクションプランの検討

資料 No.4-4-1 に基づき、芹澤主査から今後のアクションプランについての提案があり、以下の方針で進めることになった。

- ・原子力災害対策特別措置法等の改正時期が不明であるが、今年度上期中に指針各電力統一案を決定する。
- ・原子力災害対策特別措置法等の改正内容が判明した時点で、反映方針を検討し、指針修正案を作成する。
- ・次回、運転・保守分科会（8月頃）には、準備が整えば中間報告を行なう。
- ・運転・保守分科会、原子力規格委員会への上程、パブリックコメントの手続きのため、制定の期間が最低6ヶ月は必要であることを考慮する。
- ・統一案を基に、保安院・防災課、国土交通省の意見聴取、検討会参加を打診する。

資料 No.4-4-2 に基づき、芹澤主査から JEAG4102 改定の基本計画について、委員の共通認識を持つことを目的とした提案があり、了承された。内容は、以下のとおり。

- ・改定に当たっての要求事項と対応では、原子力規格委員会の要求事項反映、法令・技術基準の要求事項反映、原子力防災に関する国内規格の要求事項との整合、国際的な規格との関係、を考慮して作業を進める。

主な意見は、以下のとおり。

- ・本指針の改訂作業に当たっては、上記要求事項を考慮し、規格化（Code）も視野に入れて進めることにする。
- ・火力原子力発電技術協会「原子力発電所緊急対策所の設計指針」と本指針との棲み分けについて確認する必要あり。

事務局で確認する。

(6) JEAG4102 「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案の検討

資料 No.4-5-1、4-5-2、4-5-3 に基づき、芹澤主査より運転・保守分科会でのコメントを反映した改定案の説明があった。また、岩崎副主査より、資料 No.4-6-1、4-6-2 に基づき、指針見直しにあたっての細部統一方針、用語の定義についての提案があり、了承された。内容は以下のとおり。

- ・分科会コメント「目的の表現が分かりにくい」を受けて資料 No.4-5-1 のとおり改定した。また、資料 4-5-2 の「9.記録」は、「7.届出・報告」に関する文書を記録として保存するという意図。
- ・本指針改定案が詳細な記載になっており、指針として簡素化を図る。
- ・統一的留意事項として、頻繁に使用する用語、使用にあたってまぎらわしい用語は定義をする。原子力事業者防災業務計画を JEAG 本文中で呼び出さない。予防措置と緊急時措置を明確に区分する。行動や活動を規定する文章には主語を明確にする。基準事項（法令等の基準）か推奨基準（自主的な基準）を明示する。
- ・用語については、原子力事業者防災業務計画の定義、JIS規格用語定義、特に定義を必要とする用語、を参考に定義する。

主な意見は以下のとおり。

- ・ J I S 規格用語定義は、指針への掲載は適さない。
「点検する」等の述語を明確にして読みやすくするのが目的であるが、過剰要求の可能性もあるものについては、指針に掲載するか否かも含めて改めて検討する必要あり。

- ・ 統一的留意事項はドラフトなので、主査、副主査が整理して次回提案する。

こうした議論を経て、次回までの作業の進め方も以下のとおり確認した。

- ・ 改定案を各社毎に全体を通して自社との相違点をチェックする。特にポイントとなるのは、前々回の分科会で了承された4項目である。
- ・ 自社との相違点をまとめて主査宛に送る。様式は主査より送付する。
- ・ その集約結果を基に、法令に準拠する形で整理して次回検討会に提出する。

資料 No.4-5-4 に基づき、岩崎副主査より、電事連防災検討委員会の情報について紹介があり、電事連防災検討委員会と本検討会の役割分担を明確にしておくことが強調された。内容は以下のとおり。

- ・ 経済産業省報告書「原災法の施行状況」では明確ではないが、文部科学省の報告では「原災法そのものの改正は必要ないと考える」としている。スケジュールは明示されていないが関係政省令の改正の検討、運用の改善等を図っていくものと思われる。
- ・ 原子力安全委員会 原子力施設等防災専門部会では「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」の見直しのためのWGを設置した。内容は最新のIAEA文書の反映を検討するもので、予防計画範囲(PAZ)と緊急防護措置計画策定範囲(UPZ)の導入などが中心となろう。

本指針の事業者外運搬に関する改定にあたって、どのような体制で改定作業を進めていけばよいのかを検討した結果、本検討会に下にWG（または作業会）を設置し、各社の事業所外運搬担当者に参加してもらうこととなった。主な意見は以下のとおり。

- ・ 各社の状況では、使用済み燃料と低レベル廃棄物運搬は別の部門に分かれており、電事連の検討委員会でも分かれており、それぞれに参加している。
- ・ 指針策定における透明性の観点では、検討会に入ってもらうのがよいが、手続きに時間を要する。
- ・ 作業効率の観点では、作業会を設置してメンバーに入れるという案と電事連に検討をお願いする案がある。作業会の設置には、構成メンバーが大規模になり、運営上の難しさがある。

**検討会終了後、本件について主査、副主査、事務局にて改めて議論した結果、協力を
をお願いする各社の事業者外運搬担当者の負担軽減等を考慮し、方針を変更して、
電事連経由で検討依頼することとした。（検討会委員了承）**

(6) その他

次回検討会は、6月15日（木）13:30～として、JEAG4102-1996改訂の検討を行う。

以上